

2026年度

看護研修センター
特定行為研修
受講者募集要項

(第2期)



学校法人聖隷学園
聖隷クリストファー大学

I. 学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学における特定行為研修の理念と概要

1. 学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学における特定行為研修の背景と理念

学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学（以後、本学という）は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を実現するために、隣人愛に根ざした高度な看護実践能力をもつ看護師を、半世紀を越えて養成してきました。

現在の看護は人口の超高齢化に伴い、急速に高度化・多様化しており、看護師の就労の場も自宅や施設に住まう人々を対象にするなど拡大し、「いつも在宅、時々入院」といわれるほど、在宅医療の必要性が高くなっています。このような社会ニーズの変化に応じて、すでに就業している一般看護師の資質の向上がさらに求められています。

本学はこの社会の要求に応え、本学のキリスト教精神による隣人愛を実現するため、平成27年に行われた保健師助産師看護師法第37条の改正を受けて、特定行為研修（以後、本研修という）を開講することにいたしました。

本学は本研修を開講することにより、地域に住む高齢者や病をもつ人々に寄り添い、そのニーズにより早く適切に医療を提供でき、チーム医療のキーパーソンとして活躍できる看護師を増やし、地域の方々がより安全で安心な毎日を過ごせるように貢献します。

2. 特定行為研修の目的・目標

本研修の目的は、本学の建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を実現するために、保健師助産師看護師法第37条に基づく特定行為指定研修機関として、特定行為を安全に提供でき、患者やその家族のニーズに迅速に応えて、地域医療を支える看護師を育成することです。

研修目標

- 1) 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- 2) 地域医療及び高度医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実行できる基礎的能力を養う。
- 3) 地域医療及び高度医療の現場において、問題解決に向けて、多職種と効果的に協働できる能力を養う。
- 4) 自らの看護実績を見直しつつ、標準化する能力を養う。

3. 本学における特定行為研修について

本学は、平成30年8月30日付けで、厚生労働省から「特定行為指定研修機関」の指定を受け、平成31年4月から「共通科目」および「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の1行為区分別科目を開講しました。令和5年度から、「在宅・慢性期領域パッケージ」を追加しました。

＜本学の研修の特徴＞

- ① 指定された研修内容は、特定の医行為を安全かつ適正に実施することなので、本研修においては看護師の行為としてこれらの行為を隣人愛の精神をもって、高齢者や病を持つ人々の生活の質の向上に寄与するという看護の理念を追求する科目を加えています。
- ② 学校法人聖隷学園 聖隷クリストファー大学は、すでに看護学部・看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）があり、大学の図書館など施設を利用できます。
- ③ 受講者の学習上の利便性を考え、本学教場だけでなく、自宅・職場等において、自由な時間に、自由な時間帯で学習できるよう、eラーニングや配信教材を用いる工夫をしています。
- ④ 実習は5つの協力施設において、医師、診療看護師、特定行為研修修了した看護師の指導を受けられます。
- ⑤ 本研修の管理委員会には、在宅医療を実施している医師や経験を持つ看護師が加わり、在宅医療の観点からも本研修の在り方を追求していきます。

＜本研修の学習について＞

本学は、指定研修機関として研修計画を立て、研修全体の管理運営及び共通科目の一部を担当いたします。

＜共通科目＞

共通科目の講義・演習は、協力施設である放送大学学園（以後、放送大学という）と連携体制を組み、eラーニングによって行います。受講者は自宅・職場等で学ぶことができます。

本研修独自の講義である「療養生活支援看護論」は本学において、本学教員が行います。

実習は、協力施設である聖隷浜松病院と連携体制を組み、聖隷浜松病院で指導者の下に行いますが、演習の一部については本学で行います。

＜区分別科目＞

講義は、学研メディカルサポートの教材を用いて行います。放送教材で受け取れますので、受講者は自宅・職場等で学ぶことができます。

演習・実習は、協力施設である聖隷浜松病院、坂の上ファミリークリニック、公立森町病院、西山病院、西山ナーシング、袋井市立聖隷袋井病院、島田市医療センターと連携協力体制を組み、指導者の下に行います。

＜研修期間＞

全研修期間は1年（4月1日から翌年3月31日）です。

4. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格すること

＊なお、特定行為研修修了後は、修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

5. 募集定員

1名

6. 研修期間

2026年4月1日～2027年3月31日

7. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習、実習によって行われます。共通科目を履修後に区分別科目の受講を開始します。

- 1) 共通科目：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目

科目名	時間数
療養生活支援看護論	6 時間
統合臨床病態生理学・疾病概論	71.2 時間
臨床推論	46.1 時間
フィジカルアセスメント特論	50.7 時間
臨床薬理学特論	45 時間
統合医療安全・特定行為実践特論	57.3 時間
特定行為共通科目統合演習	(33.4 時間)再掲
特定行為共通科目統合実習	(20 時間)再掲
合計時間数	276.3 時間

＊「特定行為共通科目統合演習」「特定行為共通科目統合実習」以外の共通科目は、eラーニングを中心とした講義を受け、筆記試験を合格後、「特定行為共通科目統合演習」「特定行為共通科目統合実習」へと進みます。

2) 区分別科目：各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目

「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」と、在宅・慢性期領域パッケージを受講します。

① 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

区分	科目名	時間数
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ー共通科目ー	6時間
	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	5時間+5症例
	脱水症状に対する輸液による補正	5時間+5症例
計		16時間+各5症例

② 在宅・慢性期領域パッケージ

区分	科目名	時間数
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	8時間+5症例
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	16時間+5症例
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	26時間+5症例
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連（再掲）	脱水症状に対する輸液による補正（再掲）	11時間+5症例（再掲）
合計時間数		61時間+各5症例

*各科目、e-ラーニング教材による講義を受講し、筆記試験を合格後、実習、一部演習科目を受講します。

8. 研修モデル

共通科目を修得後、区分別科目を履修します。

9. 履修免除

すでに特定行為研修の修了実績のある受講生については履修免除を行う場合があります。履修免除を希望する者は出願時に申し出をしてください。選考の過程において履修免除の可否を判断いたします。

(1) 共通科目は、本学と同じ放送大学の科目の修得である場合、免除の対象とします。放送大学以外の科目である場合は、その内容が放送大学の内容と合致しているか確認し、管理委員会の議を経て可否を決定します。なお、いずれの場合も「療養生活支援看護論」は履修を必須とします。

(2) 区分別科目については、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」のみの履修、または「在宅・慢性期領域パッケージ」のみの履修、あるいは全科目の履修のいずれかを選択できるものといたします。

なお、「在宅・慢性期領域パッケージ」のみを履修する場合は、本学または他指定研修機関において「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」を修了していることが必要となります。

Ⅱ. 出願方法

1. 出願手続き

募集要項および出願書類一式は、聖隷クリストファー大学ホームページ「看護師特定行為研修」からダウンロードして下さい（<https://www.seirei.ac.jp>）

2. 出願資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1) 看護師免許を有すること
- 2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること
- 3) 所属長（原則として所属機関の看護組織の長）の推薦を有すること

3. 出願書類

最初に、「出願登録フォーム」に入力をお願いします。

【URL】<https://forms.gle/pfpX9RgsfnSADHvH8>



入力いただいた情報が一部「履歴書（様式2）」に反映され、ご登録いただいたメールアドレスにExcelデータで届きますので、出願書類としてご利用いただけます。

- (1) 受講願書（様式 1・Word可）
- (2) 履歴書（様式 2・Excel可）
（看護師としての自己評価「日本看護協会による看護師のクリニカルラダー」を含む）
- (3) 志願理由書（様式 3・Word可）
- (4) 推薦書（様式 4・Word可）
*所属長（原則として所属機関の看護組織の長）からの推薦とします。
- (5) 看護組織の長としての評価（様式5・Word可）
（「日本看護協会による看護師のクリニカルラダー」による）
- (6) 看護師免許（写）
- (7) 選考料払込証明書

※履修免除申請を行う者

- (8) 既修得科目履修免除申請書（様式6・Word作成可）
- (9) 特定行為研修修了証（写し）
- (10) 受講済み共通科目のシラバス・成績証明

※ 提出された出願書類は返却いたしません。

4. 出願書類提出方法

封筒の表に「特定行為研修受講申請書在中」と明記の上、簡易書留郵便で下記まで郵送してください。

〒433-8558 静岡県浜松市中央区三方原町3453 聖隷クリストファー大学 総務部

5. 出願期間

2025年10月27日（月）～2025年11月12日（水） 必着

6. 選考料及び納付方法

1) 選考料

20,000円

2) 納付期間

2025年10月27日(月)～2025年11月12日(水)

3) 振込先

下記の口座へ振り込んでください。振込手数料はご負担ください。

銀 行 名：遠州信用金庫 中川支店

がっこうほうじんせいれいがくえん

口座名義：学 校 法 人 聖 隷 学 園

口座番号：普通 0 1 7 0 3 4 8

* 一旦納めた選考料は原則として返還しません。

* 金融機関で発行される利用証明書をもって領収書とします。

Ⅲ. 選考方法

面接と提出書類を総合して行います。

面 接 日：2025年11月29日(土) 14時から

面接会場：聖隷クリストファー大学

Ⅳ. 選考結果発表

選考結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送します。電話や FAX での合否の問い合わせには応じられません。

選考結果発表日 2025年12月12日(金)

V. 受講手続きと納付金（入講納付金及び受講料）

1. 受講手続き期間

2025年12月12日（金）～12月26日（金）

2. 納付金（消費税込）

手続き期間内に入講納付金及び受講料を納付してください。振込手数料はご負担ください。

① 入講納付金 20,000 円

② 共通科目受講料（一括） 430,000 円

※履修免除（1）適用の場合 230,000 円

③ 区分別科目受講料（一括） 120,000 円 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、在宅・慢性期領域パッケージ

※「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」のみ履修の場合は 30,000円
「在宅・慢性期領域パッケージ」のみ履修の場合は 90,000円 とする

④ 実習教材費 10,000円

*一旦、納入した①入講納付金は返還いたしません。

*②共通科目受講料、③区分別科目受講料、④実習教材費は、**2026年3月31日（火）17時**までに受講辞退の旨を、書面をもって届け出れば返還いたします。

*研修のための宿泊及び交通費等は自己負担となります。

VI. その他

聖隷クリストファー大学特定行為研修は、2021年4月より「一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」となりました。一定の条件を満たした上で、本研修を経て修了が認められた場合は、本人の申請により受講者本人が支払った教育訓練経費の2割に相当する額（上限10万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。詳細は、本学特定行為研修HPに掲載の「明示書」をご確認ください。制度の詳細については厚生労働省、ハローワークのHPに掲載されています。

アクセス



*バスでお越しの方

J R浜松駅北口バスターミナル、遠州鉄道バス15番ポール「聖隷三方原病院経由気賀・三ヶ日行」に乗車。

「聖隷三方原病院」下車（所要時間約45分）、徒歩約3分。

*お車でお越しの方

東名高速「浜松西 I.C」より浜松環状線を東へ約3km。「葵町」交差点を左折し、北へ約2km。「大谷バス停」交差点を右折し、東へ約1km。「遠州栄光教会」交差点右折後すぐ。所要時間約10分。※正門からは出入りできません。来客駐車場をご利用ください。

個人情報の取り扱いについて

- ☆ 本学では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。
- ☆ 出願及び受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、結果発表、受講手続き、履修関係等に必要な業務において使用させていただきます。
- ☆ 本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合や秘密保持契約等の契約を締結した業者に資料発送等の業務を委託する場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

聖隷クリストファー大学

〒433-8558 静岡県浜松市中央区三方原町3453

TEL : 053 (439) 1400

e-mail : somu-office@seirei.ac.jp

ホームページ : <https://www.seirei.ac.jp>